



令和3年12月3日
鉄道局総務課危機管理室

京王線車内傷害事件等の発生を受けた対策をとりまとめました

10月31日の京王線車内傷害事件以降の列車内における一連の事件を踏まえ、対策をとりまとめました。この対策を順次実施し、引き続き、鉄道のセキュリティ確保に取り組めます。

本年8月6日に小田急線車内傷害事件が発生したことを受け、国土交通省では、JR、大手民鉄等の鉄道事業者と意見交換を行い、9月24日に今後の対策をとりまとめ、これを順次実施してきたところです。

その後、10月31日の京王線車内傷害事件など、乗客の安全を脅かす事件が相次いで発生したことから、新たに浮かび上がった課題等を踏まえ、鉄道事業者と意見交換の上、改めて対策をとりまとめました。

これらの対策を順次実施し、引き続き、鉄道のセキュリティ確保に取り組んでまいります。

【問い合わせ先】

鉄道局総務課危機管理室 本村・宮田

TEL : 03-5253-8111 (内線 57-847)

FAX : 03-5253-1634

鉄道車内における傷害事件の発生を受けた対応については、2021年8月6日の小田急線車内傷害事件を受けて別紙をとりまとめ、各鉄道事業者や国土交通省において対策を進めていたところである。しかしながら、その後の同年10月31日の京王線車内傷害事件等を受け、国土交通省では、再度JR、大手民鉄、公営地下鉄等の鉄道事業者と意見交換を行い、線区や車両等の状況を踏まえた取組として、別紙に加え、以下の対策を追加し、順次実施することとする。

➤ 乗客の安全な避難誘導の徹底

- ・ 複数の非常通報装置のボタンが押され、かつ内容が確認できない場合は緊急事態と認識し、安全を確保するため、防護無線の発報等により他の列車の停止を図るとともに、当該列車についても速やかに適切な箇所に停止させることを基本とする。
- ・ 駅停車時にホームドアと列車のドアがずれている場合の対応として、ホームドアと列車のドアの双方を開け乗客を安全に誘導・救出することを基本とする。

(11/2開催の緊急安全統括管理者会議指示事項)

➤ 各種非常用設備の表示の共通化

- ・ 非常通報装置に加え、車内の非常用ドアコックやホームドアの取扱い装置についても、路線の特性や装置の機能に応じ、ピクトグラムも活用した表示方法の共通化について検討・実施する。

➤ 利用者への協力呼びかけ

以下の事項について、利用者への協力を呼びかける。

- ・ 乗車時に非常通報装置の位置を確認すること
- ・ 非常時には躊躇なく非常通報装置のボタンを押すこと

➤ 車内の防犯関係設備の充実

以下の事項について、費用面も考慮しつつ、必要な基準の見直しや費用負担のあり方も含め検討を開始する。

- ・ 車両の新造時や大規模改修時における車内防犯カメラの設置(録画機能のみであるものを含む)
- ・ 映像や音声により車内の状況を速やかに把握できる方法等(非常通報装置の機能向上等)

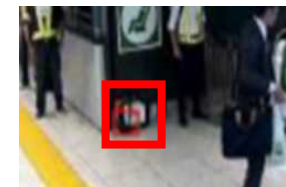
➤ 手荷物検査の実施に関する環境整備

- ・ 本年7月に改正された鉄道運輸規程に基づき、危険物の持込みを防ぐために必要に応じて手荷物検査を実施することについて旅客等に対し理解と協力を求めるとともに、車内への持込みが禁止されている物品についてのわかりやすい周知を図る。また、不審者を発見した場合の対処、検査のノウハウの共有、訓練の実施等について、警察との連携を図る。

2021年8月6日に発生した小田急線における車内傷害事件を受け、国土交通省では、JR・大手民鉄・公営地下鉄等の鉄道事業者と意見交換を行い、線区や車両等の状況を踏まえた取組として、以下の対策をとりまとめ、順次実施。

警備の強化 (見せる警備・利用者への注意喚起)

- 駅係員や警備員による駅構内の巡回や車内の警戒添乗等の実施
- 業界共通のポスターや車内アナウンス等を活用した警戒警備の周知
- 車内や駅構内の防犯カメラの増備
- 警察との連携の強化



警備員による巡回 画像解析(置き去り検知)

被害回避・軽減対策

- 最新技術を活用した不審者や不審物の検知機能の高度化
 - ・防犯カメラ画像の解析などによる不審者・不審物の検知機能について、AIを含む最新技術を活用した機能の高度化や技術の共有化等を検討(最新技術の活用状況等について関係者間で共有)
- ピクトグラムも活用した非常通報装置等の車内設備の設置位置や使用方法のよりわかりやすい表示
- 指令を含む関係者間のリアルタイムの情報共有
 - ・スマホやタブレットの活用
 - ・非常時映像伝送システムの活用 等
- 防護装備品や医療器具類等の整備
- 車内事件発生時における現場対応力を向上させるための社員の教育・訓練の実施及びマニュアル等の見直し

※具体的な方策の検討・実施に向けては安全統括管理者会議等を活用

(安全統括管理者:鉄道事業法に基づき、各鉄道事業者が選任する安全の責任者(副社長、専務・常務取締役等))

<参考>車内への携行品に関する関係法令の整備

- ・適切に梱包されていない刃物の持ち込みについては、省令改正(平成31年4月施行)により禁止
- ・手荷物検査の実施については、省令改正(令和3年7月施行)によりその権限を明確化



注意喚起ポスター
(9月24日より順次掲載開始)



非常通報装置の設置例

本年8月6日の小田急線車内傷害事件や10月31日の京王線車内傷害事件の発生を受け、すべての主要な鉄道事業者※において、警察等の関係機関と合同で非常事態の発生を想定した訓練を実施済みまたは実施予定

※JR旅客各社、大手民鉄、公営等地下鉄事業者(31社局)

(合同訓練の実施状況:11月26日時点)

- ・小田急線車内傷害事件(8月6日)以降、主要な鉄道事業者において86件の合同訓練を実施済みであるほか、年内にも100件以上の合同訓練を実施予定(1月以降にも合同訓練の実施予定あり)

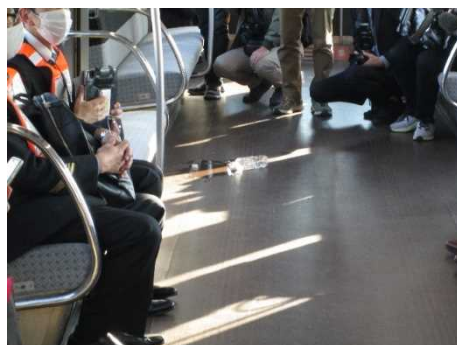
(合同訓練の主な実施内容)

- ・車内で不審者が刃物を振り回すことや液体を散布することを想定した対応訓練
- ・さすまたや防護盾等の装備品の使用方法に関する訓練
- ・ホームドアの機能や緊急時の取扱いなど鉄道側の設備に関する説明を含めた避難誘導訓練

合同訓練の実施例・実施状況



11/24 東京メトロ・大塚警察署
(車内で不審者を取り押さえる訓練)



11/18 近畿日本鉄道・名張警察署等
(車内で液体が撒かれたことを想定した訓練)



11/30 JR東日本・渋谷警察署
(さすまたの使用方法等に関する訓練)



11/22 東武鉄道・板橋警察署
(乗客の避難誘導に関する訓練)